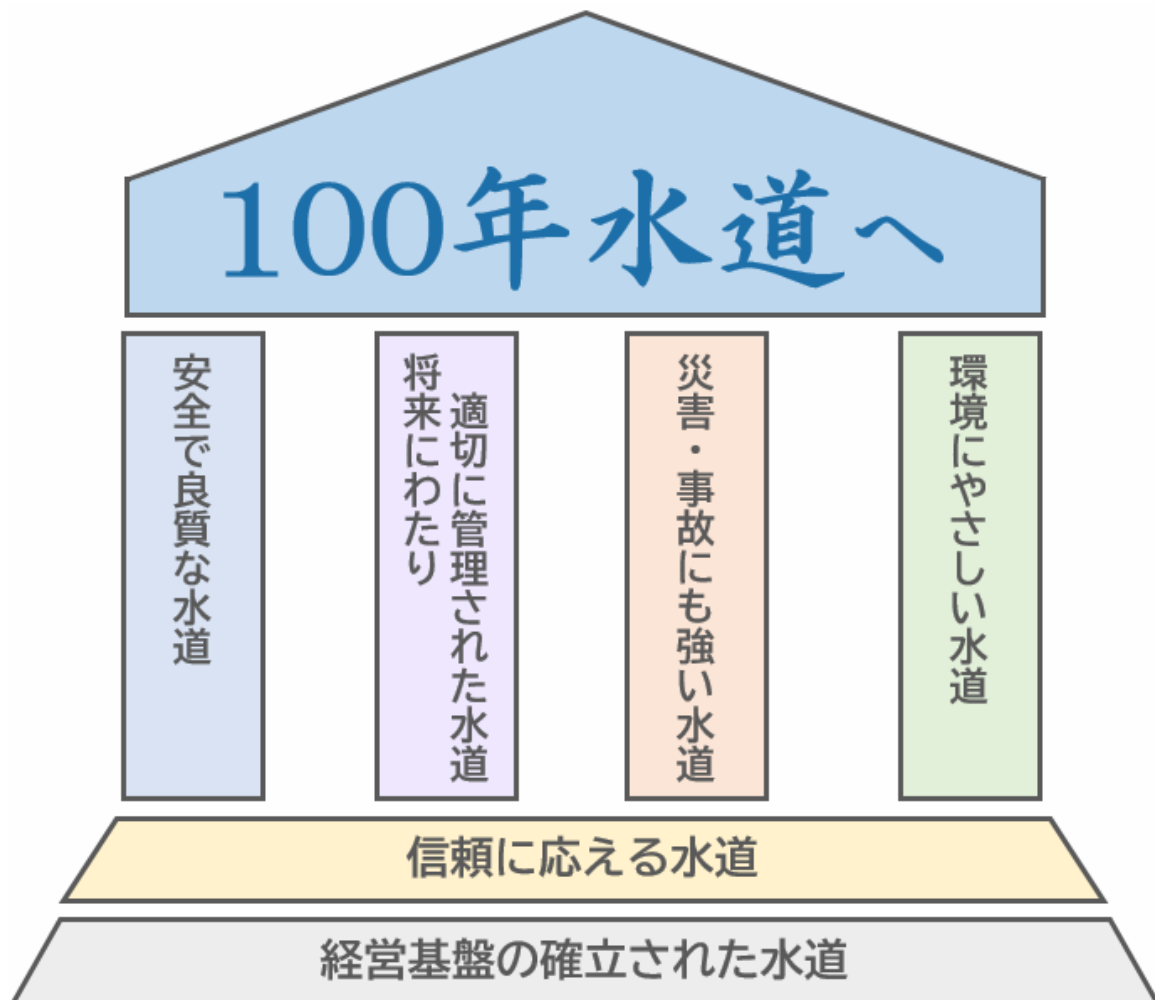


第IV章 県営水道として目指す姿

1. 目指す姿をつくるにあたっての観点







このたび、県営水道では、「100年先も持続可能な水道事業」を「100年水道」と定義し、審議会から示された6つの観点で目指す姿をつくることとしました。6つの観点は、施設整備に関する4項目（「安全で良質な水道」、「将来にわたり適切に管理された水道」、「災害・事故にも強い水道」、「環境にやさしい水道」）と、事業経営に関する2項目（「経営基盤の確立された水道」、「信頼に答える水道」）です。



※ 施設整備に関する4項目を柱、事業経営に関する2項目を土台にして「100年水道」を支える建築物を模した図でありつつ、事業経営に関する2項目を出発台（起点）に、施設整備に関する4項目が伸びていくことで「100年水道」へ向かう矢印を模した図をイメージしています。

2. 目指す姿

県営水道では、100年水道に向けた最初の30年における到達点として、審議会から6つの観点とともに示された15の「目指す姿」を設定することとしました。

 安全で良質な水道	① 安全で良質な水道水が、どこでも常に供給されています ② 気候変動等による水質変化に対して、的確な対応が実施できています
 将来にわたり適切に管理された水道	③ 水需要に合わせて施設規模が適正化され、効率的に利用されています ④ 施設が適切に維持管理され、計画的に更新されています ⑤ 多様な関係者との連携により、県営水道が単独で実施するよりも効果的な施設整備が行われています
 災害・事故にも強い水道	⑥ ストレスを感じることがなく生活が送れるよう、安定給水が継続されています ⑦ 大規模地震発生時においても、基幹施設の被害を最小限に抑える対策がなされています ⑧ 激甚化する様々な災害・事故に対し、被災した場合にも迅速に対応できる対策がなされています
 環境にやさしい水道	⑨ 持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮された施設が構築されています
 経営基盤の確立された水道	⑩ ICTをはじめとする技術を活用し、事業の効率化が図られています ⑪ 水道料金のあり方について定期的な検証を行うなど、財政の健全化が図られています ⑫ 事業環境に合わせた組織づくり・体制づくりが行われています
 信頼に応える水道	⑬ 県営水道への理解を深めていただけるよう、積極的な情報発信と適切な情報提供がされています ⑭ 様々なニーズの把握に努め、その結果が事業運営に反映されています ⑮ 今まで培ってきたノウハウを活かし、地域社会や国際社会に貢献しています

これら15の「目指す姿」は、大きく6つの観点に分けられますが、まったく別のものでなく、相互に関連し合いながら**100年水道**をつくるものと考えています。「目指す姿」の実現に向けた取組の方向性については、「施設整備に関する取組」と「事業経営に関する取組」に分けてお示しします。

なお、長期構想の推進過程を具体化・具現化させていく個別事業については、中期的な事業実施計画である「経営計画」にてお示しします。

3. 施設整備に関する取組の方向性



(1) 安全で良質な水道



- ① 安全で良質な水道水が、どこでも常に供給されています
- ② 気候変動等による水質変化に対して、的確な対応が実施できています

◇ 取組の方向性

- ▶ 水源から浄水場の各工程を経て蛇口に至るまで、きめ細やかな水質管理を徹底し、高い水質検査技術を維持することで、水道水への信頼性と安全性を確保し続けます。
- ▶ 様々なリスクに備えて水質管理体制を維持し、気候変動による豪雨や藻類の大量発生等の原水水質の悪化にも適切に対応します。

水道水質センターでの水質検査





(2) 将来にわたり適切に管理された水道

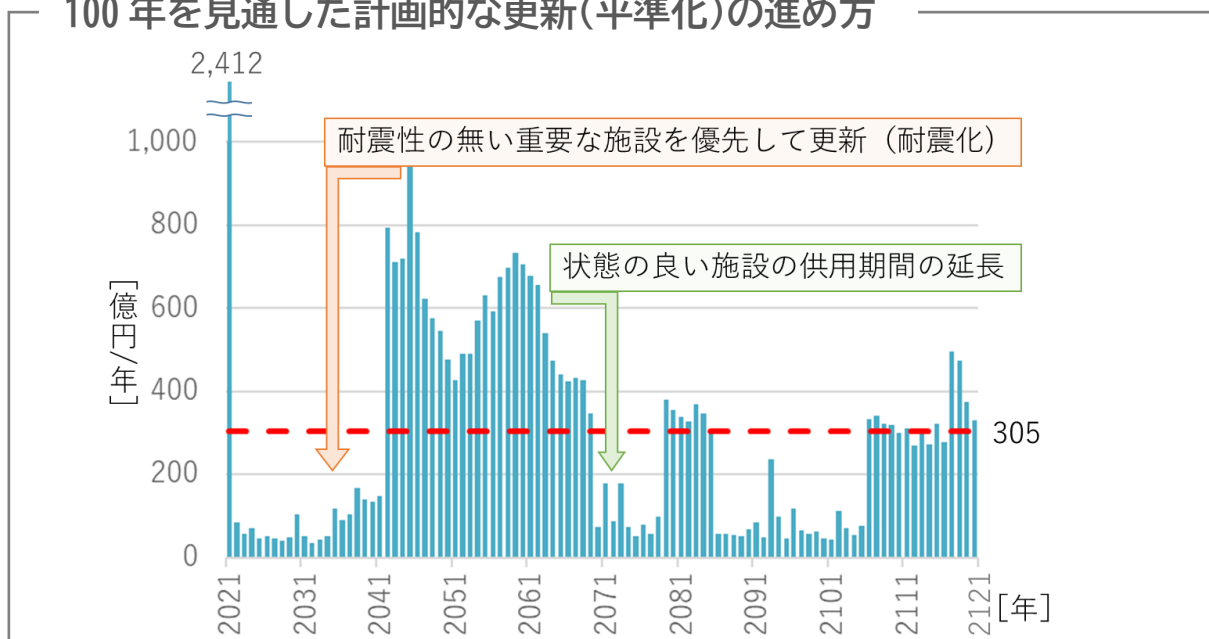


- ③ 水需要に合わせて施設規模が適正化され、効率的に利用されています
- ④ 施設が適切に維持管理され、計画的に更新されています
- ⑤ 多様な関係者との連携により、県営水道が単独で実施するよりも効果的な施設整備が行われています

◇ 取組の方向性

- ▶ 水需要の減少に対応し、適正な施設規模となるよう、水道施設のダウンサイジングや配水池等の統廃合を進めます。
- ▶ 浄水場等の大規模施設を適切な時期に更新するとともに、状態の良い施設の長寿命化や、重要度・優先度を踏まえた更新需要の平準化を図りながら計画的な更新を行います。
- ▶ 5事業者（神奈川県・横浜市・川崎市・横須賀市・企業団）間の広域連携や、他ライフライン事業者との工事の共同施工等、事業の効率化を図ります。

100年を見通した計画的な更新(平準化)の進め方



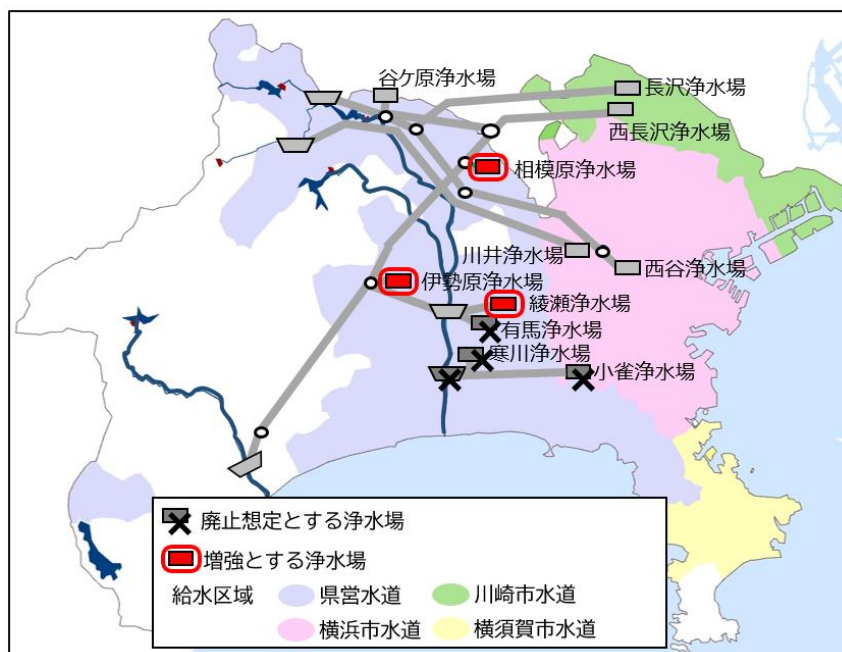
< 5事業者が目指す水道システム再構築 >

5事業者は、水需要の減少、施設の老朽化や水質事故等への対応強化など、共通する課題の解決に向けて、将来を見据えた「水道システムの再構築」の検討を進めています。

水道システム再構築に係る方向性と目標


取組の方向性	目標	見込まれる効果
水道施設の再構築	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 現在の11浄水場を8浄水場へ再編 (ダウンサイジング) → 企業団の3浄水場を増強 → 8浄水場体制時に必要な送水管路等を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 更新費用の削減 ▶ 維持管理費の削減
上流取水の優先的利用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 上流の未利用水利権の活用 ◆ 下流の水利権の上流での活用 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 水質事故リスクの低減 ▶ CO₂排出量の削減
取水・浄水の一体的運用	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 取水・浄水・送水の一体的管理の仕組みを構築 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害・事故時等においても弾力的な水運用の実現

老朽化に伴う施設の更新時期等を踏まえ、水道事業者の3浄水場を廃止対象と想定し、相模川と酒匂川の2水系から取水可能な企業団の浄水場を増強することとして、取組の実現を目指しています。



廃止想定とする浄水場と増強対象の企業団浄水場

(3) 災害・事故にも強い水道



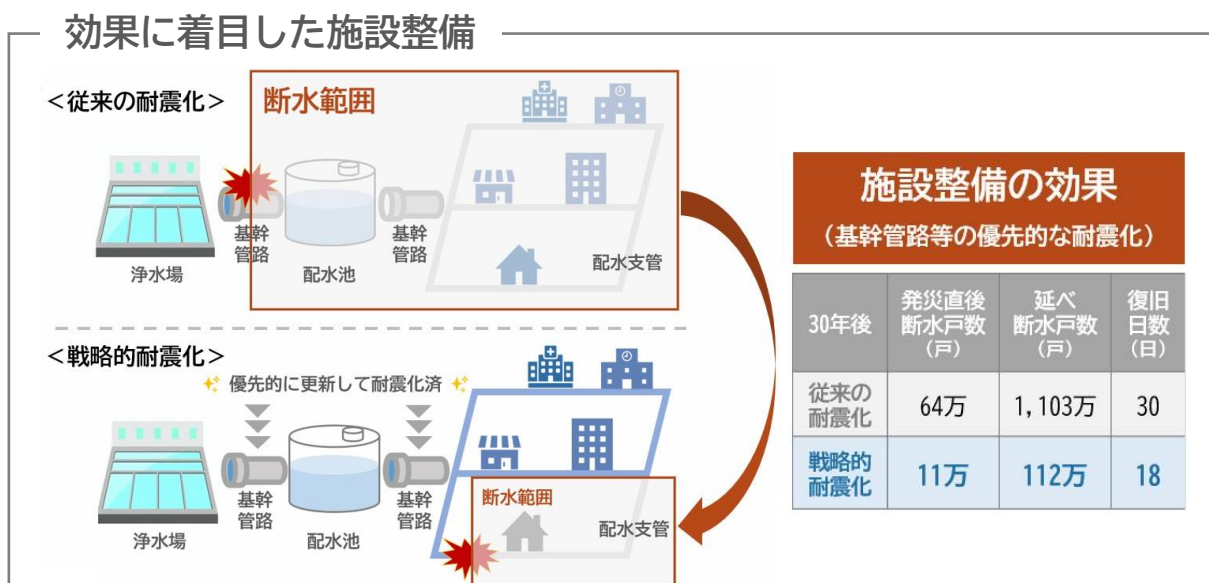
⑥ ストレスを感じることがなく生活が送れるよう、安定給水が継続されています

⑦ 大規模地震発生時においても、基幹施設の被害を最小限に抑える対策がなされています

⑧ 激甚化する様々な災害・事故に対し、被災した場合にも迅速に対応できる対策がなされています

◇ 取組の方向性

- ▶ 良質で豊富な水量を確保し、断水のない生活が送れるよう施設等の適切な維持管理に取り組めます。
- ▶ 震災時の被害を少なくするために、被災した場合に影響の大きい施設を優先的に耐震化することで、復旧が早期に図れるよう、戦略的に耐震化に取り組めます。
- ▶ 大雨や台風をはじめとする自然災害や、付随して発生する停電への対策を講じるとともに、被災した場合も迅速に復旧できるよう、給水区域内の市町や近隣水道事業者等、関係機関との連携を高めま。



(4) 環境にやさしい水道

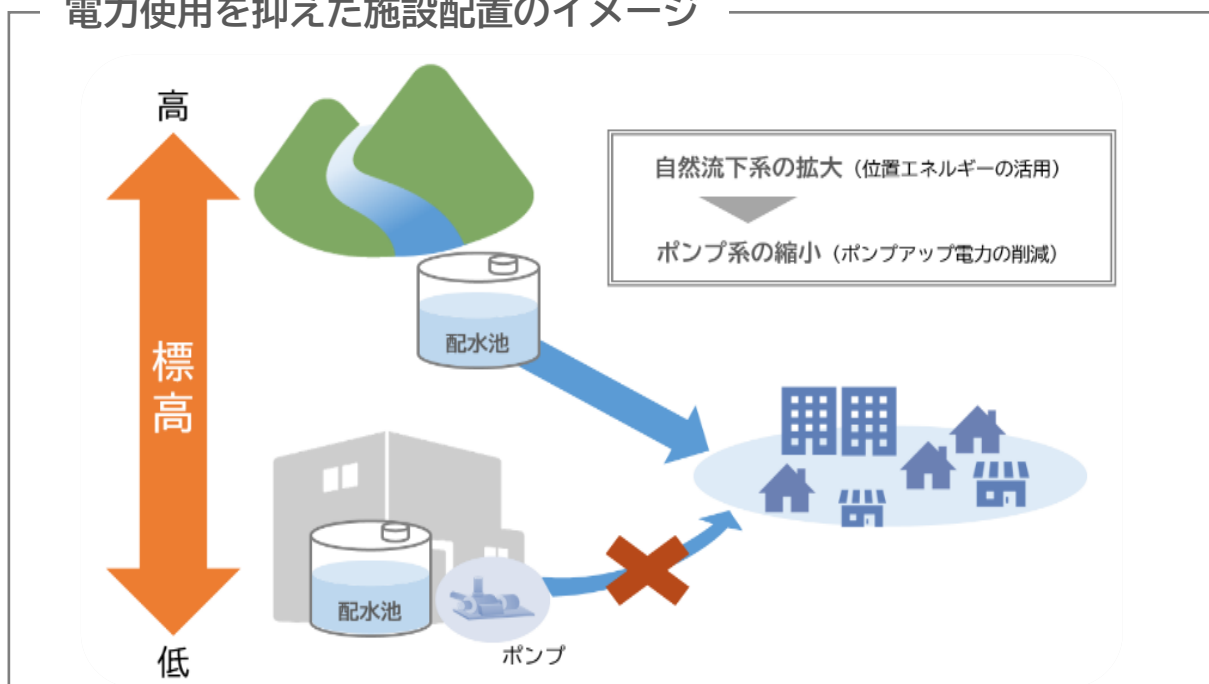


⑨ 持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮された施設が構築されています

◇ 取組の方向性

- ▶ 脱炭素社会づくりに寄与するため、電力使用を最小限に抑えた施設配置とし、水道施設のエネルギー消費量の低減を図るなど、CO₂ 排出量の削減に努めます。
- ▶ 環境負荷をより少なくし、公営企業として持続可能な社会の実現・維持に寄与するため、廃棄物排出量の抑制・削減等に継続的に取り組みます。

電力使用を抑えた施設配置のイメージ



4. 事業経営に関する取組の方向性



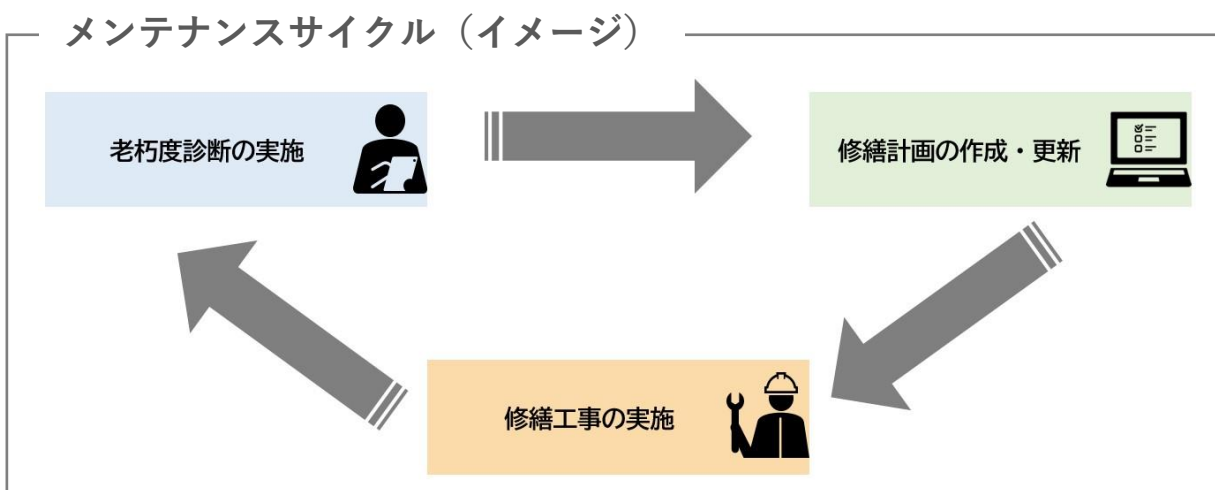
(1) 経営基盤の 確立された水道



- ⑩ ICTをはじめとする技術を活用し、事業の効率化が図られています
- ⑪ 水道料金のあり方について定期的な検証を行うなど、財政の健全化が図られています
- ⑫ 事業環境に合わせた組織づくり・体制づくりが行われています

◇ 取組の方向性

- ▶ お客様や事業に関わる皆様のための「利便性向上のDX」と、水を持続的に供給するための「施設管理のDX」の両面から、デジタル技術の導入手法等の検討に取り組みます。
- ▶ 利用者間及び世代間における負担の公平性を保ちつつ、安定的な経営を維持するために、水道料金の体系や水準がどうあるべきか定期的に検証します。
- ▶ 関係市町との連携強化や組織内における役割分担の再構築等、業務プロセスや組織体制のあり方について抜本的な見直しを進め、効率化に努めていきます。
- ▶ 庁舎等の長期的な機能維持及び維持管理コストの縮減を図るため、継続的な予防保全措置が可能となる効果的・効率的なメンテナンスサイクルを構築し、庁舎等の長寿命化に取り組みます。





(2) 信頼に応える水道



- ⑬ 県営水道への理解を深めていただけるよう、積極的な情報発信と適切な情報提供がされています
- ⑭ 様々なニーズの把握に努め、その結果が事業運営に反映されています
- ⑮ 今まで培ってきたノウハウを活かし、地域社会や国際社会に貢献しています

◇ 取組の方向性

- ▶ 様々な広報媒体を活用して県営水道の取組等をPRする「情報発信」と、お客様が必要とする各種手続きや断水情報等を必要なときにお知らせする「情報提供」を行います。
- ▶ お客様への意識調査や交流会のほか、県営水道に寄せられる御意見やお問い合わせ等を通じてニーズを把握し、利便性向上に向けた取組を行います。
- ▶ 水道施設の公開・見学等、水資源や環境の大切さといった学習の契機・機会を提供して地域に貢献するほか、海外への技術協力等の国際社会に寄与する取組を行います。

お客様との交流（ニーズ把握）

交流会（意見交換会、給水体験）



親子講座（施設見学、実験）



第V章 長期構想の推進

1. 事業の進行管理

長期構想の期間中、描いた方向性に沿った事業運営が行われているかどうかを定期的に検証し、必要に応じて軌道修正を図るため、中期的な事業実施計画として「経営計画」を策定し、より詳細にお示しすることとしています。

経営計画の期間は5年程度を基本とし、計画改定のタイミングで事業環境等の変化を確認することとしますが、その際、外的要因等により長期構想で描いた方向性に沿った事業運営が現実的に困難な場合等は、必要に応じて長期構想自体に検討を加え、内容を見直すことにより事業全体としての進行管理を行います。



経営計画においては、個別の各事業・施策について計画期間における到達点を設定しますが、年度ごとに予算を編成し、事業を着実に実施します。

そして、毎年度、進捗状況を確認し、結果をホームページ等に掲載するほか、審議会への報告を行います。審議会においていただいた意見については、定期的の実施する意識調査やアンケート調査等の結果と合わせて、次年度以降の事業運営に活かしていきます。

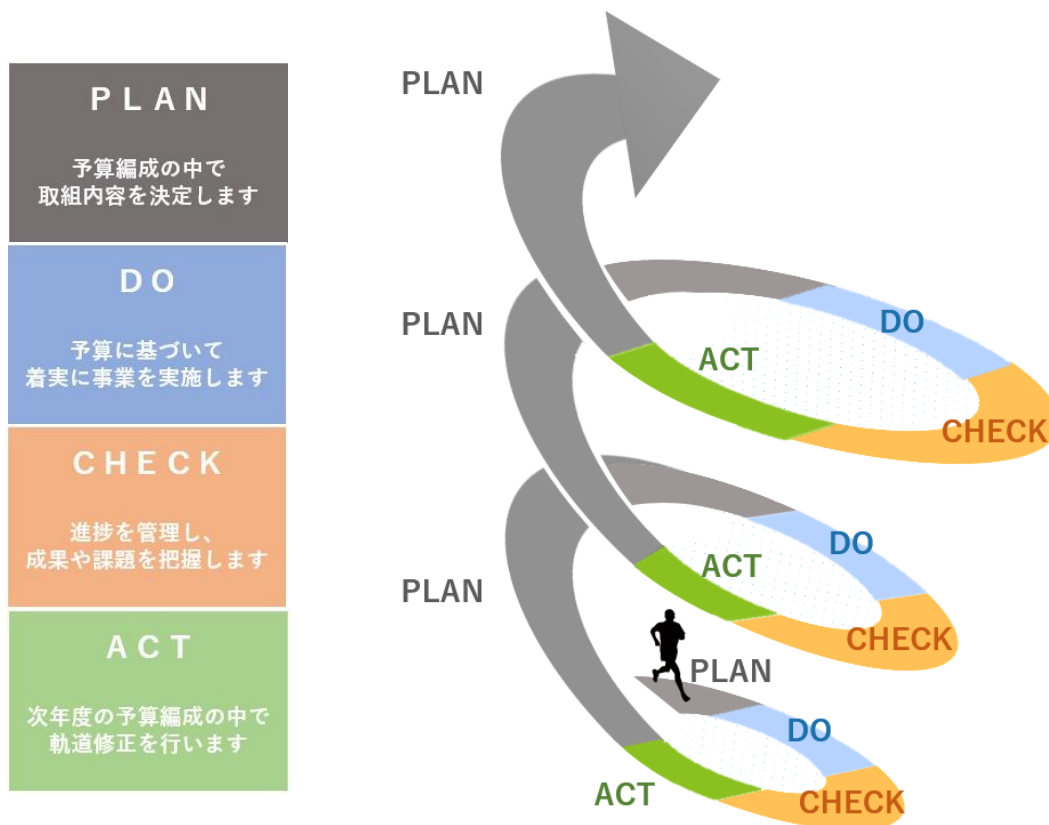


答申受領の様子 →
(2023 (令和5年) 11月)

← 審議会における審議の様子
(2023 (令和5) 年 11月)



事業運営、事業実施におけるこうした一連の流れはPDC Aサイクルの手法を用いますが、過去と同じレベル、同じ内容のサイクルを繰り返すのではなく、サイクルを重ねることで事業全体が少しずつブラッシュアップされ、精度や事業効果を高めていけるように取り組んでいきます。



第VI章 用語集

1. 用語集

アセットマネジメント

水道における「アセットマネジメント（資産管理）」とは、水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、水道施設の特性を踏まえつつ、中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指す

一次配水池

浄水場から最初に送水される配水池で、各地域に配水する拠点の配水池

基幹管路

県営水道では、「送水管」及び「配水本管（口径 450mm 以上の配水管）」を指す

（参考）導水管・送水管・配水管

—送水管

浄水場で作られた水道水を配水池まで送る管

—配水管

配水池から家庭や事業所等に水道水を配る管



基本水量

基本料金に付与される一定水量のことで、この水量の範囲内では使用水量の多寡に関係なく、料金は定額となる

給水装置

配水管から家庭等に引き込む水道管（給水管）や蛇口、湯沸器その他の給水用具

減価償却費

固定資産の取得にかかった費用について、耐用年数に応じて配分し、各年度の費用に計上する際に使用する経理上の科目（取得時に現金支出を伴うが、各年度の費用計上においては実際の現金支出を伴わない）

建設改良事業費

固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費

口径別料金体系

基本料金及び従量料金の両部分について各需要者の給水管や水道メーターの大小、もしくは使用水量の多寡に応じて料金格差を設ける料金体系（この料金体系は、水道メーター等の需要家費や使用量が、概ね水道メーター口径の大小に対応していることから、需要種別に応じた費用負担の公平と料金体系の明確性が確保できるとされている）

固定費

使用水量とは関係なく、施設を適切に維持していくために固定的に必要となる費用
（例：施設維持管理費、減価償却費、支払利息）

災害用指定配水池

給水区域内の市や町が行う応急給水の給水拠点となる配水池

資本的収支

地方公営企業法施行規則別記第1号の予算様式第4条に定められていることから「4条収支（予算）」と言われるもので、経営活動の効果が必ずしも単年度に限らない支出や収入を計上する

建設改良費（支出）や企業債（収入）、企業債償還金（支出）等、必ず現金の収支を伴う

収益的収支

地方公営企業法施行規則別記第1号の予算様式第3条に定められていることから「3条収

支（予算）」と言われるもので、当該年度の経営活動に伴って発生する収益と、それに対応する費用を計上する

水道料金（収入）のほか、減価償却費（支出）等、必ずしも現金の収支を伴わない

従量料金

使用水量に応じて（1 m³当たりいくらかとして）徴収される料金

受水

水道用水供給事業から浄水を受けること

県営水道では、企業団（神奈川県内広域水道企業団）から、浄水を購入している

需要家費

使用水量とは関係なく、水道使用者が存在することによって発生する費用

（例：料金収納（検針）に係る費用、水道メーターの維持管理に係る費用）

水道普及率

給水人口と行政区域内人口の割合

総括原価方式

水道料金の算定にあたり、既存施設の維持管理に必要な費用と施設の更新費用を全て加味して適正な価格を算出するための手法

大正型関東地震

1923年の大正関東地震の再来型で、相模トラフ沿いを震源域として地震の規模がモーメントマグニチュード8.2、平均発生間隔が200～400年と想定される地震

長期前受金

固定資産の取得の際に受けた国庫補助金等の全額を当該年度の収入とせず、耐用年数に応じて配分し、各年度に相当する金額を収入に計上する際に使用する経理上の科目

一戻入（れいにゆう）

当該年度に相当する金額を収入に計上すること

逓増型料金体系

使用水量の増加に伴い従量料金単価が高額となる料金（逓増料金）体系

一逓増制

使用水量が増えるほど、水道使用量 1 m³当たりの料金単価が高くなる逓増制

一逓増度

水道料金における最高単価と最低単価との比率

内部留保資金

地方公営企業の補てん財源として使用しうる、企業内部に留保された資金

減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金

二部料金制

使用水量の有無とは無関係な一定額の定額料金（基本料金）と、使用水量に応じた従量料金との二つの部分から構成される料金制

ブロック料金制

使用量がいくつかのブロックに分けられ、ブロックごとに単価が異なっているような料金制

変動費

使用水量の増減に比例して必要となる費用

（例：動力費、薬品費）

無効水量

漏水等、有効に使用されなかった水量

無収水量

事業用等、使用上有効だが、料金化されない水量

有効水量

料金化された水量等、使用上有効な水量

有収水量

浄水場から送り出された水道水のうち、家庭や事業所等で使用され料金収入の対象となる水量

用途別料金体系

水道料金に、その使用用途を基準として料金に格差を設定する料金体系

老朽管

1971年以前に布設した強度的に課題のある水道管
鋳鉄管(CIP)及び昭和46年以前に布設された鋼管(SP)を指し、通常時は「昭和46年以前に布設された鋳鉄管及び鋼管」と表現している

— 鋳鉄管

鉄、炭素（含有量2%以上）、ケイ素からなる鉄合金（鋳鉄）で作られた管
腐食や電食に強いという特性を持つ

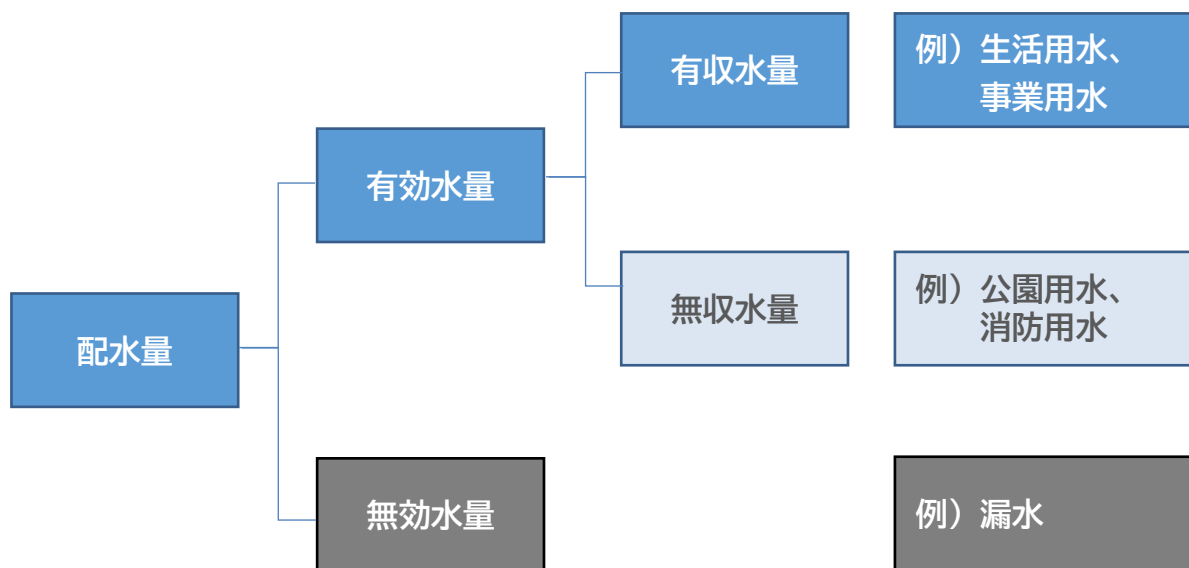
— ダクタイル鋳鉄管

鋳鉄に含まれる黒鉛を球状化させたもので、鋳鉄に比べ、強度や靱性に富んでおり、施工性が良好であるため、水道管として広く用いられている

一（防食有り）

水道管にポリエチレン製のチューブ（「ポリスリーブ」）を被覆して腐食を防止している状態のこと

（参考）配水量の内訳



資料編

策定経過

長期構想の策定に至るまでの経過です。

◆ 審議会（水道料金部会を含む）		
2022年 3月 1日	「神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例」施行	
3月 24日	第1回審議会、諮問	〔主な議題：県営水道の現状〕
5月 20日	第1回水道料金部会	〔主な議題：県営水道の現状〕
6月 8日	第2回審議会	〔主な議題：施設整備のあり方〕
7月 27日	第2回水道料金部会	〔主な議題：料金算定期間、固定費の配賦割合〕
8月 16日	第3回審議会	〔主な議題：施設整備の水準〕
9月 21日	第3回水道料金部会	〔主な議題：水道利用加入金、基本水量〕
10月 17日	第4回水道料金部会	〔主な議題：基本水量、逓増度、報告案〕
11月 22日	第4回審議会	〔主な議題：部会の検討状況〕
2023年 2月 8日	第5回審議会	〔主な議題：中間とりまとめ案〕
3月 8日	第5回水道料金部会	〔主な議題：料金体系見直しの方向性、企業債〕
3月 28日	中間まとめ	
4月 14日	第6回審議会	〔主な議題：料金体系見直しの方向性〕
5月 10日	第6回水道料金部会	〔主な議題：財源構成、料金水準〕
5月 31日	第7回審議会	〔主な議題：財源対策〕
7月 10日	第7回水道料金部会	〔主な議題：料金シミュレーション、答申素案〕
8月 18日	第8回審議会	〔主な議題：財政収支見直し、料金体系見直し〕
10月 4日	第9回審議会	〔主な議題：答申案〕
11月 8日	第10回審議会、答申受領	〔主な議題：答申提出〕
◆ パブリックコメント		
2023年 10月 10日～11月 9日	意見募集期間	
12月 28日	結果公表	
◆ 県議会		
令和5年第1回定例会	建設・企業常任委員会	骨子案報告
第2回定例会	建設・企業常任委員会	中間まとめ報告
第3回定例会	建設・企業常任委員会	素案報告
		案報告
		パブリックコメント実施結果報告

▶ 審議会の概要

設置根拠

令和3年12月24日神奈川県条例第85号
「神奈川県営水道事業審議会の設置等に関する条例」

諮問内容

神奈川県営水道事業における施設整備及び水道料金のあり方について

委員一覧

氏名 (50音順、敬称略)	所属団体の 名称等	氏名 (50音順、敬称略)	所属団体の 名称等
荒川 美作保 ^(※)	生活協同組合 パルシステム神奈川 理事	士野 顕一郎	株式会社浜銀総合研究所 執行役員
今井 朋男	東京ガスネットワーク 株式会社 常務取締役	関澤 充	公募委員
宇野 二郎	北海道大学大学院 公共政策学連携研究部 教授	高橋 晶子	EY新日本有限責任監査法人 シニアマネージャー
太田 正 ^{副会長}	作新学院大学 名誉教授	新實 正美	公募委員
木村 郁子 ^(※)	さがみはら消費者の会	沼尾 波子	東洋大学国際学部 教授
熊谷 和哉	内閣府科学技術・ イノベーション推進事務局 統合戦略参事官	南 真美	公募委員
小泉 明 ^{会長}	東京都立大学都市環境学部 特任教授	累計 13名	※ 2023(R5).6 所属団体の任期満了に伴い、 荒川委員が退任、木村委員が就任

▶ 水道料金部会の概要

委員一覧

氏名 (50音順、敬称略)	所属団体の名称等
宇野 二郎	北海道大学大学院公共政策学連携研究部 教授
太田 正 ^{部会長}	作新学院大学 名誉教授
高橋 晶子	EY新日本有限責任監査法人シニアマネージャー
沼尾 波子	東洋大学国際学部 教授

▶ パブリックコメントの概要

意見募集期間

2023（令和5）年10月10日（火）～11月9日（木）

提出意見

総件数 37件（うち長期構想に関する意見 33件）

区 分	件数
ア 「長期構想策定の目的と位置付け」に関する意見	0件
イ 「水道事業を取り巻く事業環境」に関する意見	0件
ウ 「県営水道の現状と課題」に関する意見	8件
エ 「県営水道として目指す姿」に関する意見	17件
オ 「長期構想の推進」に関する意見	2件
カ 「用語集」に関する意見	0件
キ その他の意見	6件

県の考え方

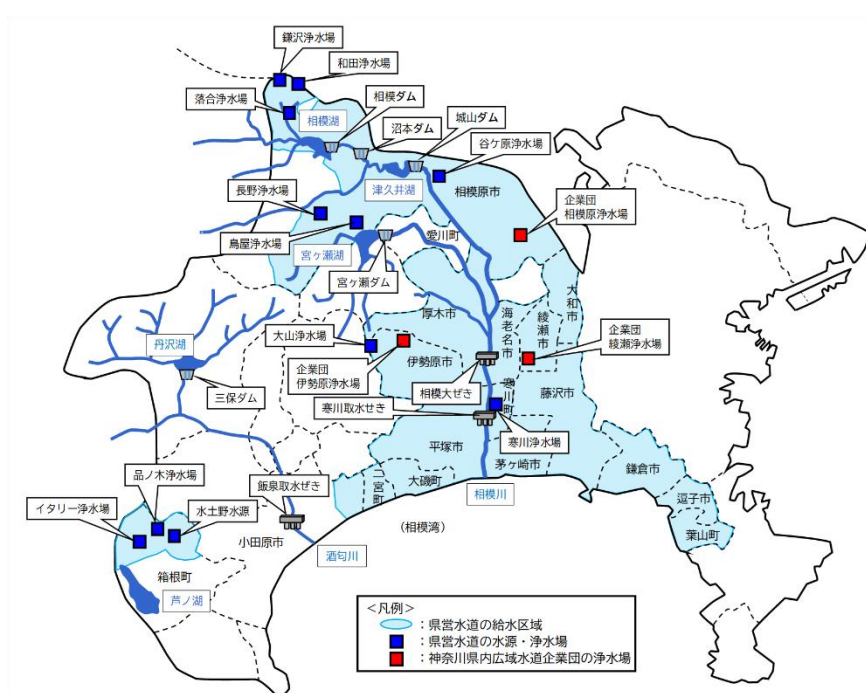
区 分	件数
ア 構想案に反映する、または既に反映している	10件
イ 今後の参考とする	8件
ウ 構想の性質等に照らして反映できない	0件
エ その他（質問・感想等）	15件

県営水道の施設 (2023 (令和5) 年4月1日時点)

▶ 水源

(単位：m³/日)

区分	水源	水利権等			
		水量	内訳		
自己水源	相模川 (寒川)	331,736	創設	107,136	総合開発 187,000 高度利用 I 37,600
	相模川 (谷ヶ原)	187,344	創設	7,344	河水統制 120,000 総合開発 60,000
	湧水等	30,635 (取水能力)	湧水等	箱根 20,700	
			表流水等	藤野 2,858 大山 1,000 津久井 6,077	
計		549,715			
企業団水源	酒匂川	406,600	取水地点	小田原市飯泉	
	相模川	655,600	取水地点	海老名市社家	313,100
			取水地点	寒川町宮山	342,500
計		1,062,200			
合計		1,611,915			



水源と浄水施設

▶ 浄水施設

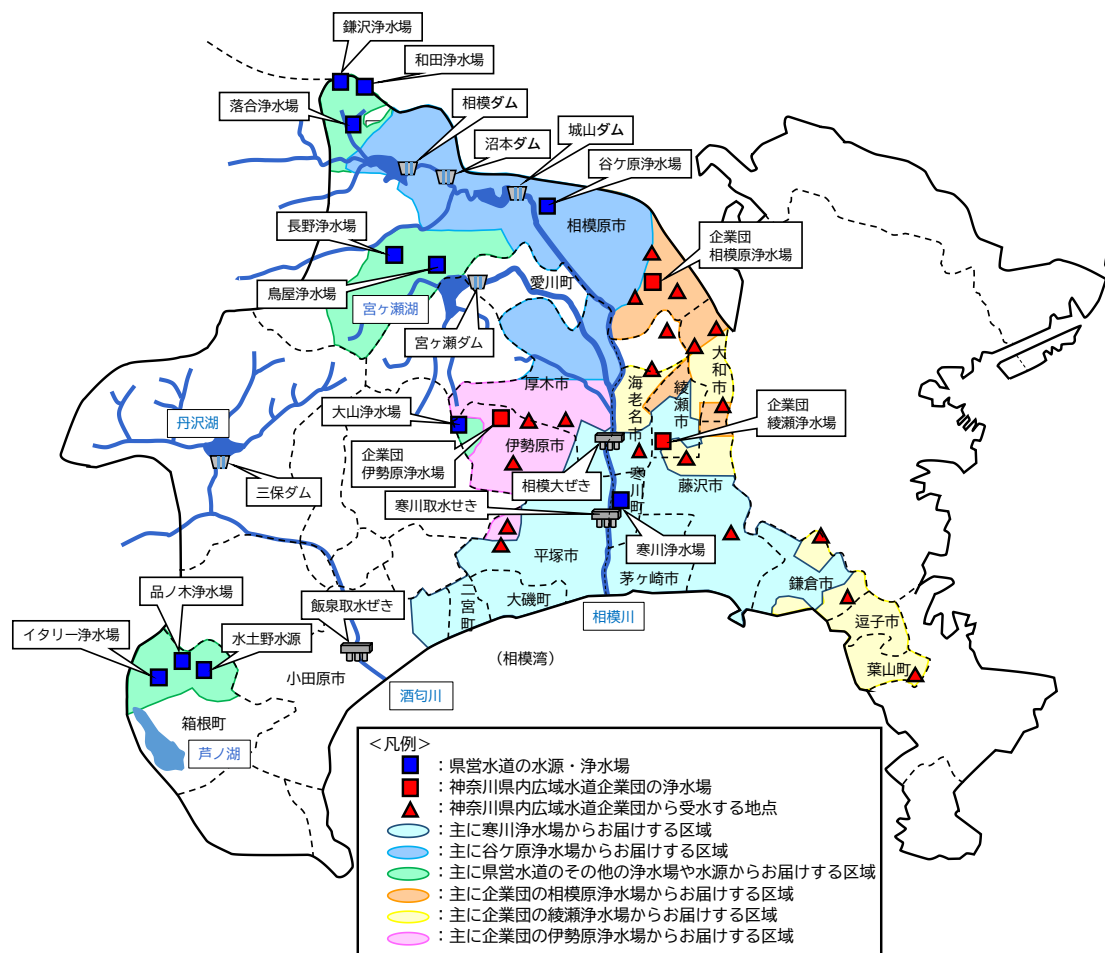
(単位：m³/日)

名称	所在地	浄水方法	最大供給量		完成年月
寒川 浄水場	高座郡 寒川町 宮山	急速ろ過	315,200	第2・3浄水場 315,200	1974(昭和49)年3月
谷ヶ原 浄水場	相模原市 緑区 谷ヶ原	急速ろ過	178,000	146,800	1963(昭和38)年12月
		緩速ろ過		31,200	1942(昭和17)年2月
その他	相模原市 緑区	急速ろ過	29,460	鳥屋 5,400	
	相模原市 緑区	膜ろ過		鎌沢、落合、和田 2,560	
				長野 500	
				大山 1,000	
	伊勢原市			イタリー、品ノ木 7,200	
箱根町		水土野 12,800			
計			522,660		
企業団受水量			987,900	相模原浄水場 248,900	1974(昭和49)年4月 受水開始
				伊勢原浄水場 186,000	
				綾瀬浄水場 234,500	1998(平成10)年7月 受水開始
				寒川第3浄水場 318,500	2001(平成13)年4月 受水開始
合計			1,510,560		

※ 最大供給量とは、水利権等を考慮した送水可能な水量のことをいいます。

▶ 送配水施設



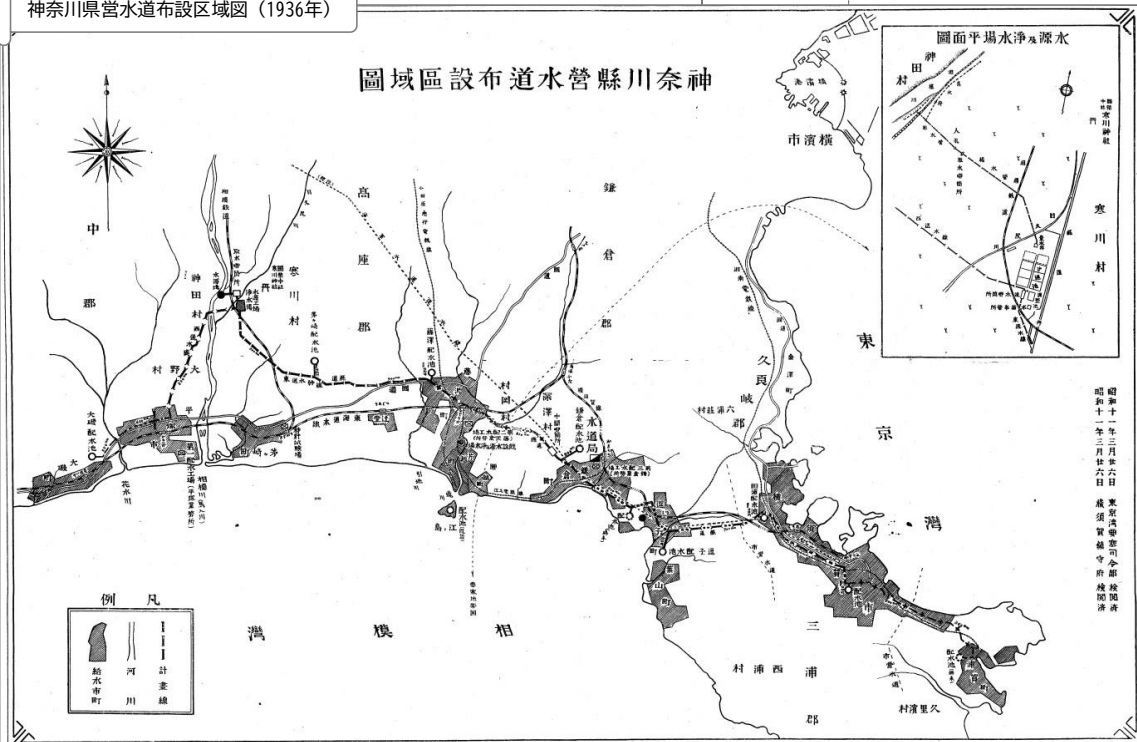


名称	数量	備考
配水池	110 か所	総有効貯水量 726,502 m ³
加圧ポンプ所	36 か所	
揚水ポンプ所	58 か所	
送配水管	9,462km	送水管延長 211km 配水管延長 9,251km










配水系統


県営水道の略史

県営水道におけるこれまでの事業略史です。

西暦	和暦	県営水道（県企業庁）の取組	給水人口 [管路総延長]	同時期に起きた主な出来事
1933	(昭和) S 8	<p>湘南水道の発足</p> <p>◇ 井戸水の枯渇や保健衛生上の課題があった ⇒ 1つの町村のみでは、水道布設が困難 ⇒ 市町村は地域一円にわたる県営水道の実現を強く要望</p> <p>≪給水区域≫ 1市9町（平塚市、藤沢町、茅ヶ崎町、鎌倉町、腰越町、逗子町、葉山町、大磯町、浦賀町、片瀬町）</p>	4,015人	1933 (S 8) ▶ 国際連盟 脱退
<p>創設当時の水道事務所</p> 				
<p>工事中の寒川浄水場</p> 				
<p>神奈川県営水道布設区域図（1936年）</p> 				
1936	S 11	<p>1936 (S 11) 寒川第1浄水場 完成</p>	37,790人	1939 (S 14) ▶ 厚生省 設置
1940	S 15	<p>相模原水道の創設</p> <p>◇ 陸軍士官学校の移転を契機に次々と重要軍事施設が開設 ⇒ 保健衛生や消防等の観点から、水確保の問題が浮上 ⇒ 軍からも水道布設へ強い関心（交付金や資材の援助）</p> <p>≪給水区域≫ 1町4村（川尻村、相原村、大沢村、大野村、上溝町）</p>	<p>創設当時の上水道建設事務所</p> 	<p>工事中の谷ヶ原浄水場</p> 

西暦	和暦	県営水道（県企業庁）の取組	給水人口 [管路総延長]	同時期に起きた主な出来事
1942	S 17	<p>湘南水道第1次拡張事業</p> <p>1942 (S17) 谷ヶ原浄水場 給水開始</p> <p>導水管布設工事</p>		<p>1943 (S18)</p> <p>▶ 沼本ダム 完成</p> 
1945	S 20	<p>◇ 戦時という特殊事情を背景に人口が計画人口の約1.5倍に増加 ⇒ 海軍への給水（海軍施設への給水等）が必要</p> <p>◀事業計画概要▶ 給水区域：中郡大磯町、大野村、平塚市、高座郡茅ヶ崎町、藤沢市、鎌倉郡片瀬町、大船町、鎌倉市、三浦郡逗子町、葉山町、浦賀町〔分水〕横須賀市 主な施設整備：取水施設整備、増圧ポンプ新設（鎌倉加圧ポンプ所）、送水ポンプ新設（横須賀ポンプ所）</p>		<p>1945 (S20)</p> <p>▶ 終戦</p>
1946	S 21	<p>湘南水道第2次拡張事業</p> <p>沈殿池建設工事</p>		<p>1946 (S21)</p> <p>▶ 日本国憲法 発布</p> 
1947	S 22	<p>◇ 連合国軍の進駐・復員、戦災者の大量転入等で著しい人口増加 ◇ 戦災復興による都市の発達による給水人口の増加</p> <p>◀事業計画概要▶ 主な施設整備：沈殿池増設・取水ポンプ増設（寒川浄水場）</p> <p>急速ろ過設備建設工事</p>		<p>1947 (S22)</p> <p>▶ 地方自治法 施行</p> <p>▶ 相模ダム 完成</p> 
1949	S 24	<p>湘南水道第3次拡張事業</p> <p>◇ 予想を超える水需要の増加 ⇒ 根本的な対策として浄水能力増設が必要</p> <p>◀事業計画概要▶ 給水区域：中郡大磯町、大野村、平塚市、茅ヶ崎市、藤沢市、鎌倉市、三浦郡葉山町、横須賀市（旧逗子町・旧浦賀町）〔分水〕横須賀市、横浜市戸塚区 主な施設整備：急速ろ過槽建設・ろ過槽専用沈殿池建設（寒川浄水場）</p>	132,908人	<p>相模川河水統制事業^{※1}として建設 ↓ 現在は相模川総合開発共同事業^{※2}において管理</p>
1950	S 25			<p>※1 わが国最初の河水統制事業の1つとして、神奈川県が行った広域的な水源開発事業 ※2 神奈川県が、横浜市、川崎市及び横須賀市との共同事業として建設したダム施設等の管理業務を、県企業庁が共同事業者から受託して実施する事業</p>
1951	S 26	<p>給水区域：6市5町1村 （平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、横須賀市（浦賀）、横浜市（戸塚区笠間町）、葉山町、大磯町、大野町、逗子町、相模原町、川尻村）</p>		
1952	S 27	<p>企業庁発足</p> <p>鎌倉水道事務所</p> <p>相模原水道事務所</p>	151,199人 [451km]	<p>1952 (S27)</p> <p>▶ 地方公営企業法 施行</p>
1953	S 28	<p>第4次拡張事業</p> <p>◇ 各地で駐留軍基地の建設・新住宅地としての発展等による水需要の激増</p> <p>◀事業計画概要▶ 給水区域：三浦郡葉山町、逗子市、横須賀市浦賀、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、中郡大野町、大磯町、横浜市戸塚区笠間、中郡国府町、二宮町、足柄下郡下中村、羽羽村、小田原市（旧国府津町、酒匂町）、高座郡相模原町、綾瀬町、渋谷町、大和町、海老名町、寒川町、津久井郡川尻村、愛甲郡厚木町、南毛利村、中郡成瀬町、伊勢原町、〔計画変更で追加〕足柄下郡仙石原村・宮城野村 主な施設整備：上水道布設、ポンプ所新設（逗子加圧、大和取水）、浦賀配水池新設</p>		<p>1953 (S28)</p> <p>▶ テレビ放送 開始</p> 
1954	S 29	<p>1954 (S29) 大和町営水道 移管</p>		<p>1956 (S31)</p> <p>▶ 国際連合 加盟</p>  <p>▶ 箱根町への合併 （湯本町、温泉村、箱根町、宮城野村、仙石原村が合併）</p>
1960	S 35	<p>◇ 戦時中に軍が応急的に布設した施設を増強したが △ 各所で漏水発生 △ 夜間（夜10時以降）は給水停止 △ 水圧低下により夏期の断水発生・消防車はほぼ活動不可</p> <p>⇒ 「給水事情悪化による住民の環境衛生の低下」と「防火施設の不備による町民の不安」を解消するため、第4次拡張事業の県央地区開発計画に併せて移管を決定</p>	487,212人 [1,303km]	<p>1957 (S32)</p> <p>▶ 水道法 施行</p>

西暦	和暦	県営水道（県企業庁）の取組	給水人口 [管路総延長]	同時期に起きた主な出来事
1961	S 36	(前ページから続き) 第4次拡張事業	50万人突破 (544,571人) [1,450km]	
1962	S 37	第5次拡張事業 ◇ 経済の急速な進展、首都圏整備計画等の影響により水需要が著しく増加 ◇ 相模川総合開発事業による開発の結果として配分される水量への対応 ≪事業計画概要≫ 給水区域：平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・厚木市・中郡伊勢原町・ 愛甲郡愛川町・津久井郡城山町・津久井郡津久井町の 各地域（詳細割愛） 主な施設整備：寒川第2浄水場新設、 谷ヶ原浄水場急速ろ過池増強	1962(S37)～1974(S49) 特別地区配水整備事業（行政水道※） ※ 上水道布設の要望に対し、不採算地区にあてて配水施設等を 整備するうえで、地元負担金を軽減するため、県の一般会計 の負担（出資）を求めることで多額の工事を可能にする手法	
1963	S 38	建設中の寒川第2浄水場 拡張事業中の谷ヶ原浄水場		
1964	S 39	1964(S39) 津久井町営水道 (町営中野水道)等 移管		1964(S39) ▶ 東海道新幹線 開業 
1966	S 41	箱根拡充事業 ◇ 外来者増加に伴う宿泊施設建設・水需要 増加への対応 ◇ 民間の土地造成による水需要の増加への 対応（時間断水や減水の解消） ≪事業計画概要≫ 主な施設整備：取水設備整備、 ポンプ設備建設	◇ 主な水源が沢水のため 現有施設では水需要増大への対応が困難 ⇒ 城山ダム建設が簡易水道の取水に影響 したことへの配慮や、将来的に観光地と して発展する可能性を考慮して移管を決定	1965(S40) ▶ 城山ダム 完成（5事業者関係） 
1967	S 42	1967(S42) 寒川第2浄水場 完成	100万人突破 (1,041,053人) [2,750km]	
1968	S 43	第6次拡張事業 ◇ 高度成長期における大都市への人口集中（大規模な宅地造成事業） ◇ 各市町の企業誘致政策による活発な企業進出 ≪事業計画概要≫ 主な施設整備：ろ過能力増強（谷ヶ原浄水場）、 ポンプ整備（藤沢北部加圧ポンプ所、片瀬揚水ポンプ所）、 配水池整備（二本松、谷ヶ原）		1968(S43) ▶ 東名高速道路 厚木-東京間開通 1969(S44) ▶ 企業団 設立（5事業者関係） (p.16コラム参照) ▶ 宇宙船アポロ11号 月面着陸
1970	S 45	谷ヶ原配水池建設工事	1,345,315人 [3,741km]	
1971	S 46	第7次拡張事業 ◇ 水需要の増加への対応（S45の給水実績に対し1日最大計画給水量が不足する事態が発生） ◇ S49夏期に見込まれる水需要への対応 ◇ 公害問題を受け制定された水質汚濁防止法への対応（排水処理施設の設置） ≪事業計画概要≫ 主な施設整備：寒川第3浄水場建設、排水処理施設設置、配水池増強		1973(S48) ▶ 第4次中東戦争を機とする オイルショック（第1次）発生

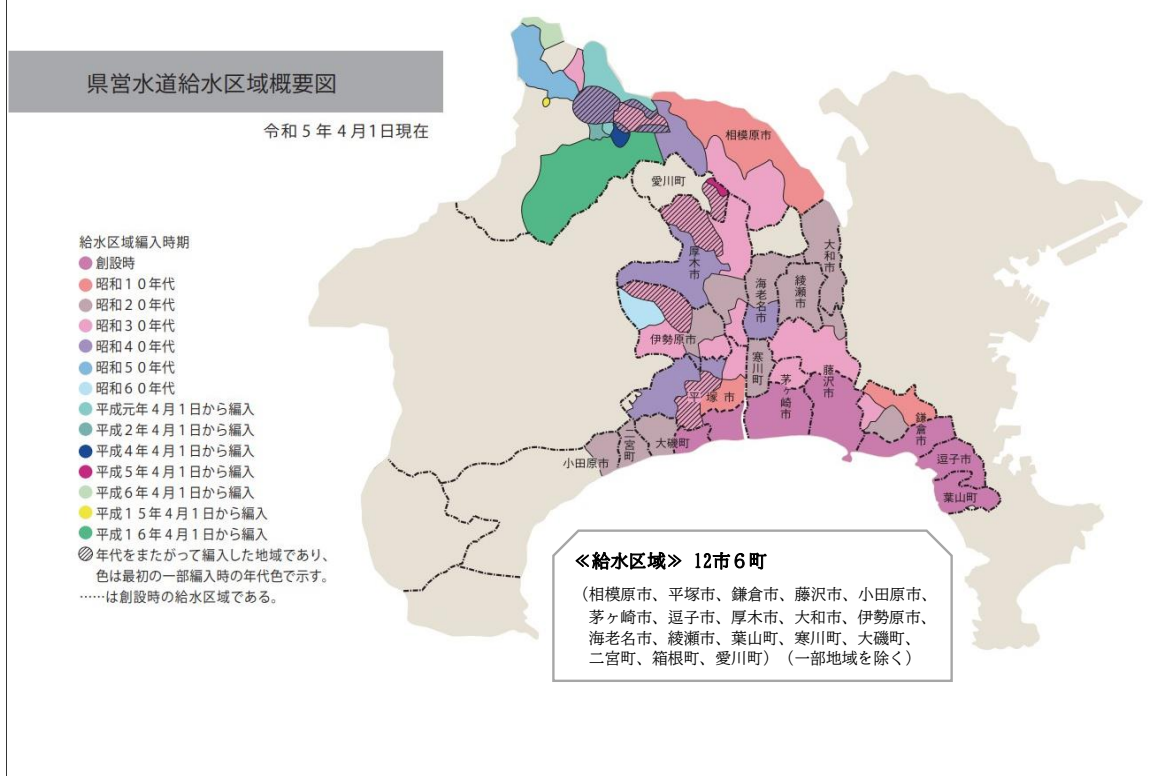
西暦	和暦	県営水道（県企業庁）の取組	給水人口 [管路総延長]	同時期に起きた主な出来事
1974	S 49	(前ページから続き) 第7次拡張事業 寒川第3浄水場建設工事 1974 (S49) 寒川第3浄水場 完成	(前ページから続き) 特別地区配水整備事業（行政水道） 実績：13年間で78地区、2万47戸 所要工事費24億余円のほぼ半分が一般会計負担	
1975	S 50	寒川第3浄水場建設工事の完成写真	第8次拡張事業 ◇ 酒匂川総合開発事業による開発の結果として配分される水量への対応 ◇ S52夏期に見込まれる給水人口への対応 ≪事業計画概要≫ 給水区域：〔全域〕相模原市、大和市、厚木市、海老名市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、逗子市、城山町、寒川町、二宮町、大磯町、葉山町、綾瀬町、藤野町 〔一部〕小田原市、伊勢原市、相模湖町、津久井町、愛川町 主な施設整備：配水池築造、浄水場における遠方監視制御設備整備	
1978	S 53	1978 (S53) 寒川第1浄水場 休止	建設中の稲荷配水池	
1979	S 54	1979 (S54) 藤野町管上水道 移管	平塚揚水ポンプ所 [6,081km]	1979 (S54) ▶ 三保ダム 完成
1980	S 55	◇ 給水対象者が山間部の広域に散在し、経営効率が悪い ◇ 一部高台地帯で断水が発生 ⇒ 藤野町が県民の水源地域にあることを含めて、 県政の大局的見地から移管を決定	水管橋（厚木市内） 2,068,640人 [6,203km]	
1983	S 58		水管橋（厚木市内）の完成写真	
1984	S 59	1984 (S59) 寒川第1浄水場 廃止 1984 (S59) 水道記念館・寒川浄水場いこいの広場 公開		1986 (S61) ▶ 雪害 (県営水道では、鉄塔崩壊に伴う停電で浄水場の運転が停止し、3日間にかけ10市7町に及ぶ41万2,700戸が断水し、約126万人に影響が発生)
1989	(平成) H 元	1989 (H元) 新水道料金システム 稼働 (ハンディターミナルの導入)		1987 (S62) ▶ 国鉄 分割民営化 (J R各社発足)
1990	H 2	1990 (H2) 液状化及び軟弱地盤地域で耐震継手管を採用 耐震継手管…管と管との間の継手部分に離脱防止機能を有し、耐震性の高い管	2,437,930人 [7,248km]	1989 (H元) ▶ 消費税 導入
1992	H 4	耐震継手管の完成写真	第9次拡張事業 ◇ 宮ヶ瀬ダム開発後の受水に向けた施設整備 ≪事業計画概要≫ 給水区域：12市9町 (平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市(旧橋町)、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、愛川町、城山町、津久井町、相模湖町、藤野町) 主な施設整備：配水池新設(大和ほか2池)、配水池増設(中野高区、吉岡ほか5池)、ポンプ新設(大和加圧ポンプ所、吉岡加圧ポンプ所、等)、ポンプ増設(淵野辺加圧ポンプ所、平塚揚水ポンプ所、等)	

西暦	和暦	県営水道（県企業庁）の取組	給水人口 [管路総延長]	同時期に起きた主な出来事
1995	H 7	箱根 2期拡充事業 1995 (H7) 水質センター (現：水道水質センター) 設置 第9次拡張事業 (前ページから続き)	1995 (H7) 使用量のピーク	1995 (H7) ▶ 阪神・淡路大震災 ▶ 冬季の渇水 (県営水道では、 最大10%の給水制限を実施)
1996	H 8	大和配水池築造工事		1996 (H8) ▶ 夏期の渇水 (県営水道では、 最大10%の給水制限を実施)
1997	H 9	1997 (H9) 料金収納方法の拡大 (コンビニエンスストア)		
1999	H 11	水道施設 相互融通化整備事業		
2000	H 12	主要管路のネットワーク化による災害時・緊急時のバックアップ体制の強化を図るための事業	宮ヶ瀬ダム (国事業でH13完成)	2,639,090人 [8,232km]
2003	H 15	2003 (H15) 寒川浄水場排水処理施設特定事業 開始 2003 (H15) 上下水道料金一括納付制度 開始 2006 (H18) 給水区域全域で耐震継手管を採用 2007 (H19) 県営水道お客さまコールセンター 開設 2008 (H20) 県営水道モニター制度 開始 (~2015(H27))	2004 (H16) 津久井町上水道 移管	2004 (H16) ▶ 新潟中越地震 2007 (H19) ▶ 郵政民営化
2010	H 22			2010 (H22) ▶ 神奈川県内水道事業 検討委員会報告 (5事業者関係) 5事業者に共通する経営課題等を検討して 今後のあるべき姿の構想をまとめた報告書
2013	H 25	2012 (H24) 料金収納方法 拡大 (クレジットカード払い)		2011 (H23) ▶ 東日本大震災
		2014 (H26) 県営水道懇話会 設置 (~2022(R4)) 2015 (H27) 料金収納方法 拡大 (モバイルレジサービス) 2018 (H30) 料金収納方法 拡大 (LINE Pay)	2014 (H26) 箱根地区水道事業包括委託 開始 2015 (H27) 県営水道フレンズ事業 開始 (県営水道モニター制度の見直し)	2015 (H27) ▶ 広域水質管理センター 設置 (5事業者関係) 2019 (R元) ▶ 令和元年台風第19号 発生 (県営水道では最大3,620戸が断水し、 応急給水活動に延べ180名、 応急復旧活動に延べ143名が従事して 概ね1週間で断水が解消)
2020	(令和) R 2	2020 (R2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、料金一律10%減額 (5~8月) 2020 (R2) 料金収納方法 拡大 (FamiPay)	2,833,291人 [9,406km]	2020 (R2) ▶ 新型コロナウイルス感染症による 初の緊急事態宣言

西暦	和暦	県営水道（県企業庁）の取組	給水人口 [管路総延長]	同時期に起きた主な出来事
2022	R 4	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">2022 (R4) 県営水道事業審議会設置</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">2022 (R4) 料金収納方法 拡大 (PayPay)</div>	2,848,989人	
2023	R 5	<div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">2023 (R5) 県営水道事業審議会から答申提出</div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block;">2024 (R6) 年3月 長期構想策定</div>		2023 (R5) ▶ 水道整備・管理行政の移管決定 (p.14コラム参照) 2024(R6)年4月1日※より 厚生労働省→国土交通省・環境省 ※「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」施行日

100年水道へむけて

※ 給水人口は各年度末時点の数値を記載している。
 ※ 拡張事業における給水区域（事業計画上の給水区域）の表記は「神奈川県営水道六十年史」（1994年3月発行）を基に記載している。





神奈川県

企業庁 企業局 水道部経営課 経営企画グループ
横浜市中区日本大通1
電話 (045) 210-1111 (代) FAX (045) 201-3491